

産業廃棄物情報シート(WD S)

※1 本データシートは廃棄物の質を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 環境省作成「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」及び京都府版様式を参考に作成したものです。

作成年月日	令和8年1月29日 作成			
排出事業者 (担当部課名)	名 称	京都府流域下水道事務所		
	住 所	〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地		
	担 当 部 課 名	施設管理課	TEL	075-954-1879
	担 当 者 名	運転・水質係 山野副主査	FAX	075-955-2224
排出事業場	名 称	桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター		
	所 在 地	京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地		

◆産業廃棄物の名称・種類・荷姿等

1	廃棄物の名称	下水汚泥(燃え殻・煤塵)		
2	廃棄物の種類 ☒ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☒ 燃え殻	☐ 汚泥	☐ 廃油
		☐ 廃アルカリ	☐ 廃プラスチック類	☐ 紙くず
		☐ 繊維くず	☐ 動植物性残さ	☐ 動物系固形不要物
		☐ 金属くず	☐ ガラス・コンクリート・陶磁器くず	☐ 鉱さい
3	荷姿等	☐ 家畜のふん尿	☐ 家畜の死体	☒ ばいじん
		☐ 廃水銀等	☐ 廃石綿等	☐ 感染性廃棄物
		☐ その他 ()		☐ 13号廃棄物
		☐ 石綿含有産業廃棄物	☐ 水銀使用製品産業廃棄物	☐ 廃PCB等
		☐ 容器 () ☒ 車両 (バラ) ☐ その他 ()		
		☐ スポット () kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式		
		☒ 継 続 (370) kg・ $\frac{1}{1000}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式 【 / ☉月・週・日】		

◆産業廃棄物の性状等

4	廃棄物の安定性・ 反応性	1) 有害特性	☐ 爆発性	☐ 引火性	☐ 可燃性	☐ 自然発火性
		(有・☹・不明)	☐ 禁水性	☐ 酸化性	☐ 有機過酸化物	☐ 急性毒性
			☐ 感染性	☐ 腐食性	☐ 毒性ガス発生	☐ 慢性毒性
		☐ 生態毒性	☐ 重合反応性			
5	廃棄物の物理的・ 化学的性状	2) 品質安定性 経時変化 (有・☹)	有の場合は具体的に記入			
		☐ 品質のバラツキ	☐ 腐敗性	☐ 揮発性	☐ 混合反応性	
		☐ その他 (				
		形状 (灰状) 色 (灰色) 臭い (ー) 引火点 (ー)				
		その他 (				

6	廃棄物の組成・成分情報 (有害物質等)	1) 有害物質等の有無 (☒ ・ 無) ※有の場合、以下の該当する物質にチェック。 2) 1)で有とした場合、該当する有害物質等に係る分析値の有無 (☒ ・ 無) ※測定値があるものは、別添分析表のとおり <table border="0"> <tr> <td>☐ 金属Li</td> <td>☐ 金属Na</td> <td>☐ 金属Al</td> </tr> <tr> <td>☐ 金属Mg</td> <td>☐ 金属Cu</td> <td>☐ 金属Ni</td> </tr> <tr> <td>☐ アルキル水銀化合物</td> <td>☐ トリクロロエチレン</td> <td>☐ 1,3-ジクロロプロペン</td> </tr> <tr> <td>☐ 水銀又はその化合物</td> <td>☐ テトラクロロエチレン</td> <td>☐ チウラム</td> </tr> <tr> <td>☐ カドミウム又はその化合物</td> <td>☐ ジクロロメタン</td> <td>☐ シマジン</td> </tr> <tr> <td>☐ 鉛又はその化合物</td> <td>☐ 四塩化炭素</td> <td>☐ チオベンカルブ</td> </tr> <tr> <td>☐ 有機リン化合物</td> <td>☐ 1,2-ジクロロエタン</td> <td>☐ ベンゼン</td> </tr> <tr> <td>☐ 六価クロム化合物</td> <td>☐ 1,1-ジクロロエチレン</td> <td>☒ セレン又はその化合物</td> </tr> <tr> <td>☒ 砒素又はその化合物</td> <td>☐ シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>☐ 1,4-ジメチル</td> </tr> <tr> <td>☐ シアン化合物</td> <td>☐ 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>☒ ダイキシン類</td> </tr> <tr> <td>☐ PCB</td> <td>☐ 1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>☐ その他()</td> </tr> </table>	☐ 金属Li	☐ 金属Na	☐ 金属Al	☐ 金属Mg	☐ 金属Cu	☐ 金属Ni	☐ アルキル水銀化合物	☐ トリクロロエチレン	☐ 1,3-ジクロロプロペン	☐ 水銀又はその化合物	☐ テトラクロロエチレン	☐ チウラム	☐ カドミウム又はその化合物	☐ ジクロロメタン	☐ シマジン	☐ 鉛又はその化合物	☐ 四塩化炭素	☐ チオベンカルブ	☐ 有機リン化合物	☐ 1,2-ジクロロエタン	☐ ベンゼン	☐ 六価クロム化合物	☐ 1,1-ジクロロエチレン	☒ セレン又はその化合物	☒ 砒素又はその化合物	☐ シス-1,2-ジクロロエチレン	☐ 1,4-ジメチル	☐ シアン化合物	☐ 1,1,1-トリクロロエタン	☒ ダイキシン類	☐ PCB	☐ 1,1,2-トリクロロエタン	☐ その他()
☐ 金属Li	☐ 金属Na	☐ 金属Al																																	
☐ 金属Mg	☐ 金属Cu	☐ 金属Ni																																	
☐ アルキル水銀化合物	☐ トリクロロエチレン	☐ 1,3-ジクロロプロペン																																	
☐ 水銀又はその化合物	☐ テトラクロロエチレン	☐ チウラム																																	
☐ カドミウム又はその化合物	☐ ジクロロメタン	☐ シマジン																																	
☐ 鉛又はその化合物	☐ 四塩化炭素	☐ チオベンカルブ																																	
☐ 有機リン化合物	☐ 1,2-ジクロロエタン	☐ ベンゼン																																	
☐ 六価クロム化合物	☐ 1,1-ジクロロエチレン	☒ セレン又はその化合物																																	
☒ 砒素又はその化合物	☐ シス-1,2-ジクロロエチレン	☐ 1,4-ジメチル																																	
☐ シアン化合物	☐ 1,1,1-トリクロロエタン	☒ ダイキシン類																																	
☐ PCB	☐ 1,1,2-トリクロロエタン	☐ その他()																																	
7	取り扱う際の注意事項	※ 保護具等の安全対策、異常処置対策（応急措置、漏洩対策、火災時の措置等）については、別途協議																																	
8	特別注意事項 [避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化 などに起因する環境汚染の可能性も含む]	特別注意事項 (有 ・ ☒)																																	
9	JIS C0950に規定する有害物質情報の表示に関する情報 ※参考 【含有マーク】  【グリーンマーク】 	① 当品目の有無 (有 ・ ☒) ※有の場合は該当する製品 <table border="0"> <tr> <td>☐ 廃パーソナルコンピュータ</td> <td>☐ 廃ユニット形エアコンディショナー</td> </tr> <tr> <td>☐ 廃テレビジョン受信機</td> <td>☐ 廃電子レンジ</td> </tr> <tr> <td>☐ 廃衣類乾燥機</td> <td>☐ 廃電気冷蔵庫</td> </tr> <tr> <td>☐ 廃電気洗濯機</td> <td></td> </tr> </table> ② (①で有の場合) 製造又は輸入時期 ア 平成18年7月1日以降 イ 平成18年6月30日以前 ③ (②でアの場合) 含有マーク等の有無 (有 [含有マーク・グリーンマーク] ・ 無) ④ (③で有の場合) 製品中添付位置 () 情報掲載Webサイト () 含有物質 ☐ Pb ☐ Hg ☐ Cd ☐ Cr ⁶⁺ ☐ PBB ☐ PBDE	☐ 廃パーソナルコンピュータ	☐ 廃ユニット形エアコンディショナー	☐ 廃テレビジョン受信機	☐ 廃電子レンジ	☐ 廃衣類乾燥機	☐ 廃電気冷蔵庫	☐ 廃電気洗濯機																										
☐ 廃パーソナルコンピュータ	☐ 廃ユニット形エアコンディショナー																																		
☐ 廃テレビジョン受信機	☐ 廃電子レンジ																																		
☐ 廃衣類乾燥機	☐ 廃電気冷蔵庫																																		
☐ 廃電気洗濯機																																			
10	その他の情報	① サンプルの提供の有無 (有 ・ ☒) ② 産業廃棄物の発生工程等 市町から流入した下水の処理で発生する汚泥を流動床焼却炉で焼却した際に発生する燃え殻・ばいじん																																	

試験成績報告書

京都府流域下水道事務所
所長 吉本 慶太 様

試料採取場所：洛西浄化センター
試料採取日：令和7年11月6日
試験年月日：令和7年11月6日 ～ 令和7年12月8日
試料由来：持ち込み
試料採取者：日本メンテナンスエンジニアリング株式会社

計量証明事業登録
京都府知事（濃度）第1050号
日本メンテナンスエンジニアリング株式会社
大阪市北区南心1丁目7番14号
環境試験所 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地9
TEL075 (959) 0705 FAX075 (951) 0886
環境計量士 中井 政典
(登録番号 第5292号)

ご依頼を受けました試料の試験結果は、下記の通りでございます。

試験項目		試験方法	試料名 焼却灰（ばいじん） 〔溶出試験〕埋立処分 （海面埋立処分）	報告下限値
水銀又はその化合物	mg/L	環境庁告示第59号付表2	< 0.0005	0.0005
カドミウム又はその化合物	mg/L	JIS K0102-3 14.4	< 0.001	0.001
鉛又はその化合物	mg/L	JIS K0102-3 13.4	< 0.006	0.006
有機燐化合物	mg/L	JIS K0102-4 7.2.1及び7.2.3	< 0.01	0.01
六価クロム化合物	mg/L	環境庁告示第13号別表1	< 0.01	0.01
砒素又はその化合物	mg/L	JIS K0102-3 20.4	0.020	0.005
シアン化合物	mg/L	JIS K0102-2 9.3.2及び9.6	< 0.1	0.1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	JIS K0093-5	< 0.0005	0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.008	0.008
テトラクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.002	0.002
ジクロロメタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.002	0.002
四塩化炭素	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.002	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.004	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.03	0.03
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0006	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.0002	0.0002
チウラム	mg/L	環境庁告示第59号付表5	< 0.0006	0.0006
シマジン	mg/L	環境庁告示第59号付表6第1	< 0.0003	0.0003
チオベンカルブ	mg/L	環境庁告示第59号付表6第1	< 0.002	0.002
ベンゼン	mg/L	JIS K0125-5.2	< 0.001	0.001
セレン又はその化合物	mg/L	JIS K0102-3 26.3	0.011	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	環境庁告示第59号付表7	< 0.005	0.005
-以下余白-				

本試料は環境庁告示第13号（ハ）に基づき、水溶液を用いて溶出液を作成した。
「<」は未満を表す。

2025年11月26日

分析結果報告書

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地9

日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 様

件名:脱水ケーキ、沈砂、し渣等有害物質分析業務

帝人エコ・サイエンス株式会社

〒108-0073 東京都港区三田3-3-8

松山事業所

〒791-8536 松山市西垣生町2345番地

Tel (089) 971-5818 Fax (089) 972-3957

特定計量証明事業者の認定番号 N-0031-01

計量証明事業登録(愛媛県)第環41号(特定濃度)

計量管理者

岩松 匠



ご依頼のダイオキシン類の分析結果を下記のとおり報告致します。

測定媒体: ばいじん

試料名: 洛西浄化センター 焼却灰

試料区分: 持込試料

分析期間: 2025年11月12日 ~ 2025年11月25日

採取年月日: 2025年11月6日 09:15

試料採取者: 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社

京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地

計量の対象	計量の結果		計量の方法
	実測濃度	毒性等量	
ダイオキシン類濃度	0.0045 ng/g	0.000000075 ng-TEQ/g	平成4年厚生省告示第192号 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業 廃棄物に係る基準の検定方法

- 備考) 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及び
コプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
2. 毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条の規定による。
3. 毒性等量は、定量下限以上の値はそのままその値を用い、定量下限未満のものは0(ゼロ)と
して各異性体の毒性等量を算出し、それらを合計して算出した。
4. 本報告書の一部を複製する場合には弊社責任者の承認が必要です。

ダイオキシン類分析結果表

(2449-1)

化合物の名称等		試料名： 洛西浄化センター 焼却灰				
		実測濃度	試料における	試料における	毒性等価	毒性等量
		(Cs)	定量下限	検出下限	係数	(TEQ)
		ng/g	ng/g	ng/g		ng-TEQ/g
ポリ塩化ジベンゾフラン	1, 2, 7, 8-TeCDF	N. D.	0.0011	0.0003	0	0
	2, 3, 7, 8-TeCDF	N. D.	0.0011	0.0003	0.1	0
	TeCDFs	0.0004	0.0011	0.0003	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF	N. D.	0.0011	0.0003	0.03	0
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF	N. D.	0.0011	0.0003	0.3	0
	PeCDFs	N. D.	0.0011	0.0003	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF	N. D.	0.0019	0.0006	0.1	0
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF	N. D.	0.0020	0.0006	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF	N. D.	0.0020	0.0006	0.1	0
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF	N. D.	0.0018	0.0006	0.1	0
	HxCDFs	N. D.	0.0019	0.0006	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF	N. D.	0.0018	0.0006	0.01	0
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF	N. D.	0.0020	0.0006	0.01	0
	HpCDFs	N. D.	0.0019	0.0006	—	—
	OCDF	N. D.	0.005	0.002	0.0003	0
	Total PCDFs	0.0004	—	—	—	0
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	1, 3, 6, 8-TeCDD	N. D.	0.0011	0.0003	0	0
	1, 3, 7, 9-TeCDD	N. D.	0.0011	0.0003	0	0
	2, 3, 7, 8-TeCDD	N. D.	0.0011	0.0003	1	0
	TeCDDs	N. D.	0.0011	0.0003	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD	N. D.	0.0011	0.0003	1	0
	PeCDDs	N. D.	0.0011	0.0003	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD	N. D.	0.0018	0.0006	0.1	0
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD	N. D.	0.0019	0.0006	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD	N. D.	0.0018	0.0006	0.1	0
	HxCDDs	N. D.	0.0019	0.0006	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD	N. D.	0.0019	0.0006	0.01	0
	HpCDDs	N. D.	0.0019	0.0006	—	—
	OCDD	N. D.	0.005	0.002	0.0003	0
	Total PCDDs	N. D.	—	—	—	0
	Total (PCDFs+PCDDs)	0.0004	—	—	—	0
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5'-TeCB (#81)	N. D.	0.0014	0.0004	0.0003	0
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)	N. D.	0.0013	0.0004	0.0001	0
	3, 3', 4, 4', 5'-PeCB (#126)	N. D.	0.0013	0.0004	0.1	0
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)	N. D.	0.0013	0.0004	0.03	0
	Total ノンオルト体	N. D.	—	—	—	0
	2', 3, 4, 4', 5'-PeCB (#123)	N. D.	0.0013	0.0004	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5'-PeCB (#118)	0.0025	0.0020	0.0006	0.00003	0.000000075
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)	0.0011 *	0.0018	0.0006	0.00003	0
	2, 3, 4, 4', 5'-PeCB (#114)	N. D.	0.0014	0.0004	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)	N. D.	0.0013	0.0004	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#156)	0.0004 *	0.0013	0.0004	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)	N. D.	0.0014	0.0004	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)	N. D.	0.0014	0.0004	0.00003	0
	Total モノオルト体	0.0040	—	—	—	0.000000075
	Total (ノンオルト体+モノオルト体)	0.0040	—	—	—	0.000000075
Total (PCDFs+PCDDs+コプラナーPCB)		0.0045	—	—	—	0.000000075

備考1. 実測濃度中の*付の数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。

2. 実測濃度中の“N. D.”は、検出下限未満であることを示す。

3. 毒性等価係数は、WHO/IPCS (2006) のTEFを適用した。

4. 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出したものである。